

城西国際大学における内部質保証の方針と手続

城西国際大学（以下「本学」という。）における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況（以下「教育研究等」という。）について、恒常的かつ継続的に質の保証及び向上の取組を推進するため、以下のとおり内部質保証に関する方針及び手続を定める。

1. 内部質保証に係る方針

城西国際大学は、教育研究水準の向上をはかるとともに、建学の精神、教育理念、教育目標、中期計画、学部・研究科の教育研究上の目的等の実現に向け、以下の方針に沿って、教育・研究の質の担保に努めます。

- (1) 本学の内部質保証に係る組織体制を整備する。
- (2) 本学の教育研究活動の持続的な改善・改革を目的として、全学的な自己点検・評価を行い、その改善状況を定期的に公表する。
- (3) 社会に対する説明責任を果たすため、本学の現状に係る情報や、専任教員の教育研究業績等を Web ページ及び大学ポータル等において開示する。
- (4) 本学職員に対してコンプライアンス意識を徹底させることに努める。
- (5) 本学職員の意識の啓発及び資質の向上のため、FD及びSDを恒常的に実施する。

2. 内部質保証を推進するための組織の設置

本学の内部質保証推進組織として、2つの組織により全学的なPDCAサイクルを機能させ、教育研究等の質の保証のための恒常的・継続的取組みを図る。全学点検評価委員会において、本学及び学部・研究科並びに事務部局の内部質保証活動について点検・評価を行い、全学的かつ客観的な立場で審議する。教学マネジメント会議において、教学における内部質保証に係る全学的活動を推進する。

(1) 全学点検評価委員会の役割

全学点検評価委員会は、各部局等から報告された自己点検・評価結果を取りまとめ、その内容を審議し、必要な改善を各部局などに助言・勧告するとともに、その客観性及び妥当性を高めるために、外部委員に検証等を依頼し、評価報告を取りまとめた上で、学長が確定した自己点検・評価報告書を公表する。

(2) 教学マネジメント会議の役割

教学マネジメント会議は、教学に関する全学的な内部質保証を一元的に行うため、教学方針、教学運営の重要事項、教学改革等に関して検討、企画立案、審議又は調整を行う。具体的には、学部・研究科等の組織において展開される教育研究等について、内部質保証の方針伝達、PDCAサイクル実現のための手続策定、学習成果の把握の方法と制度の設計等に関して、運営指示並びに支援を行う。

3. 教学マネジメントを支える基盤としてのFD・SD活動への取組及びIR体制の確立
教育内容の改善及び教育研究活動の適切かつ効果的運営を図るため、全学的なFD・SD活動を組織的かつ体系的に実施し、教職員における内部質保証の意識向上を図る。

4. IR体制の確立

学長直轄で運営できるようにIR推進室を設置し、学内に蓄積されている様々なデータを集積・分析し、そこから導き出される結果から学内での意志決定や改善活動を立案・実行・検証するための支援を行う。また、自己点検・評価活動と連動して、円滑にIR活動を行うために、自己点検評価委員会の中にIR委員会を設置し、教育プログラムの改革・改善に役立てる。これらの活動を通じて教職員における内部質保証の意識向上を図る。

5. 内部質保証に関する手続

- (1) 全学点検評価委員会は、各組織の活動の進捗管理を行うとともに各組織が行う自己点検評価の実施に関する助言、支援又は改善指示を行う。
- (2) 教学マネジメント会議は、教学マネジメントに関する目標・計画等の策定を行うとともに、各教育組織における本学の教育目的を達成するための教育の実行を指示し、必要な支援を行う。課程レベルを担う組織は、教学マネジメント会議による目標・計画・指示等を踏まえてポリシーに基づく教育活動を展開するとともに、恒常的・継続的な検証及び改善・向上に努め、教育の成果を教学マネジメント会議に報告する。
- (3) 自己点検・評価報告書は、学長が最終的に確認・承認し、全学点検評価委員会によって定められた期間に応じて適切な方法で公表するとともに、次期の改善のための取組みにつなげる。

6. 自己点検・評価の公表

- (1) 本学は、法令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受ける。
- (2) 全学点検評価委員会は、上記(1)の者が定める評価基準に従って、本学及び学部・研究科等並びに事務部局の内部質保証活動について点検・評価（改善案の提案を含む）を行う。その結果を基に自己点検・評価報告書原案を作成し、外部委員に検証・評価の依頼をする。外部委員は、当該報告書を検証し、改善事項等があれば助言・勧告する。
- (3) 全学点検評価委員会は、外部委員からの意見を踏まえて自己点検・評価報告書を修正し、学長が確定する。
- (4) 全学点検評価委員会は、確定した自己点検・評価報告書を公表する。